

改正

平成22年2月10日訓令第4号

湯川村試験採用賃金支弁職員雇用等管理規程

(趣旨)

**第1条** この訓令は、湯川村職員定数条例（昭和32年湯川村条例第4号）に定める定数（以下「条例定数」という。）外において雇用され、賃金の予算科目から給与が支給される一般職に属する職員の内、試験採用に係る職員（以下「試験採用賃金支弁職員」という。）の雇用手続、勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(試験採用賃金支弁職員の雇用)

**第2条** 試験採用賃金支弁職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定に基づき雇用期間を1日とし、日々更新により、第4条に定める期間を限度として雇用することができるものとする。

2 前項の職員は、筆記試験、実技試験及び面接試験の内、村長が指定した試験選考により雇用するものとする。

(雇用の管理上の区分)

**第3条** 試験採用賃金支弁職員は、雇用管理上次の4職種に区分する。

- (1) 試験採用臨時幼稚園教諭
- (2) 試験採用臨時保育士
- (3) 試験採用臨時運転手
- (4) 試験採用臨時調理員

2 前項第1号の「試験採用臨時幼稚園教諭」とは、ゆがわ幼稚園で勤務する幼稚園教諭の資格を持つ臨時の職員をいう。

3 第1項第2号の「試験採用臨時保育士」とは、湯川村保育所で勤務する保育士の資格を持つ臨時の職員をいう。

4 第1項第3号の「試験採用臨時運転手」とは、湯川村総務課で勤務する普通運転免許の資格を持つ臨時の職員をいう。

5 第1項第4号の「試験採用臨時調理員」とは、湯川村学校給食共同調理場及び湯川村保育所で勤務する調理師の資格を持つ臨時の職員をいう。

(雇用予定期間)

**第4条** 試験採用賃金支弁職員を日々更新により雇用する期間（以下「雇用予定期間」という。）は、一会計年度内の6月とする。この場合において、更に雇用の必要があると認めるときは、当初の雇用の日から通算して12月を超えない期間の範囲内でその雇用を更新することができる。

(勤務時間)

**第5条** 試験採用賃金支弁職員の勤務時間は、条例定数内職員の例に準ずるものとする。

(賃金)

**第6条** 試験採用賃金支弁職員に支給する賃金は基本賃金及び付加賃金とする。

2 基本賃金は、所定の労働に対する報酬であって、試験採用臨時幼稚園教諭については試験採用臨時幼稚園教諭賃金基準表（別表第1）、試験採用臨時保育士については試験採用臨時保育士賃金基準表（別表第2）、試験採用臨時運転手については試験採用臨時運転手賃金基準表（別表第3）、試験採用臨時調理員については試験採用臨時調理員賃金基準表（別表第4）により決定するものとする。

3 付加賃金は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 時間勤務割増賃金 所定の勤務時間外に勤務した場合において、当該時間外における勤務に対し、条例定数内職員の超過勤務手当の支給の例に準じて支給するもの
- (2) 休日勤務割増賃金 所定の勤務日が第8条第3項に規定する休日に当たる場合において、当該休日における勤務に対し、条例定数内職員の休日給の支給の例に準じて支給するもの
- (3) 深夜勤務割増賃金 所定の勤務時間が深夜（午後10時から午前5時までの間をいう。）である場合において、当該深夜における勤務に対し、条例定数内職員の夜勤手当の支給の例に準じて支給するもの

(賃金の支払)

**第7条** 試験採用賃金支弁職員に支給する賃金は、月の初日から末日までの分を、翌月の10日（その日が湯川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年湯川村条例第15号）第9条に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支払うものとする。ただし、月の中途において雇用予定期間が満了し又は退職をした場合には、当該満了又は退職後速やかに支払うものとする。

(基本賃金の減額等)

**第8条** 所定の勤務日において、所定の勤務時間の一部又は全部を勤務しないときは、第6条第2

項で定める基本賃金に基づき別に定めた賃金表により、その勤務しない時間について基本賃金を減額して支給し、又はその勤務しない日の基本賃金は支給しない。

2 所定の勤務日が休日に当たるときは、特に当日を勤務を要しない日として明示しない限り、前項の規定にかかわらず当日の所定の基本賃金日額の全額を支給する。

3 前項に規定する休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日及び3日並びに12月29日から12月31日までの日をいう。

（有給休暇）

**第9条** 試験採用賃金支弁職員の有給休暇は、次に掲げるとおりとする。

（1） 公民権行使のための休暇 その都度任命権者が認める日又は時間

（2） 年次休暇 10日を超えない範囲内において別に定める日数

（3） 特別休暇 当初の勤務日から6月を勤務した後、通算して12月をこえない範囲で雇用を更新する職員の内、任命権者が勤務成績優良と認めた職員に付与する忌引き及び病気のための上限を10日とした休暇

2 休暇の取得は、条例定数内職員の例に準ずるものとする。

（出張）

**第10条** 試験採用賃金支弁職員が公務のため旅行するときは旅費を支給し、その額は条例定数内職員の旅費の支給の例に準じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第4項で規定する試験採用賃金支弁職員には日当は支給しないものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 施行日以後の試験採用賃金支弁職員の雇用に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成22年2月10日訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

**別表第1**（第6条関係）

試験採用臨時幼稚園教諭賃金基準表

経験年数	賃金基準額
3年未満	行政職給料表 1級13号給の給料月額 $\frac{1}{21}$ に相当する額
3年以上	行政職給料表 1級21号給の給料月額 $\frac{1}{21}$ に相当する額

- 備考 1 この表中「行政職給料表」とは、職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表をいう。
- 2 経験年数は、雇用年の3月1日を基準日とし、その基準日まで幼稚園教諭として勤務した年数をいう。ただし、1年を満たさない月数は切り捨てるものとする。
- 3 賃金は10円未満を切り捨てるものとする。

#### 別表第2（第6条関係）

##### 試験採用臨時保育士賃金基準表

経験年数	賃金基準額
3年未満	行政職給料表 1級13号給の給料月額 $\frac{1}{21}$ に相当する額
3年以上	行政職給料表 1級21号給の給料月額 $\frac{1}{21}$ に相当する額

- 備考 1 この表中「行政職給料表」とは、職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表をいう。
- 2 経験年数は、雇用年の3月1日を基準日とし、その基準日まで保育士として勤務した年数をいう。ただし、1年を満たさない月数は切り捨てるものとする。
- 3 賃金は10円未満を切り捨てるものとする。

#### 別表第3（第6条関係）

##### 試験採用臨時運転手賃金基準表

賃金基準額
技能労務職給料表 1級29号給の給料月額 $\frac{1}{21}$ に相当する額

- 備考 1 この表中「技能労務職給料表」とは、単純な労務に雇用される職員の給与の支給等に関する規則第3条第1項に規定する給料表をいう。
- 2 賃金は10円未満を切り捨てるものとする。

#### 別表第4（第6条関係）

## 試験採用臨時調理員賃金基準表

賃金基準額
技能労務職給料表 1 級25号給の給料月額の 1 / 21に相当する額

- 備考 1 この表中「技能労務職給料表」とは、単純な労務に雇用される職員の給与の支給等に関する規則第 3 条第 1 項に規定する給料表をいう。
- 2 賃金は10円未満を切り捨てるものとする。